

テナント 総合保険



はじめに

テナント総合保険は、テナント店舗等で生じるさまざまな事故から、テナント事業者の皆さまをお守りする保険です。

テナント総合保険の概要

この保険は、対象となる施設で生じる下記の損害や費用を補償するものです。

A 設備・什器等や 商品等に生じた損害 物損害担保条項	B 建物オーナーに対する 損害賠償責任 借家人賠償責任 担保条項	C 火災等の事故による 休業損失 休業損失担保条項	D 第三者に損害を与えた 場合の損害賠償責任 施設賠償責任 担保条項
---	---	---	---

上記以外にも、保険契約者や従業員のケガの補償や食中毒による休業損失などの補償もご用意しています。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

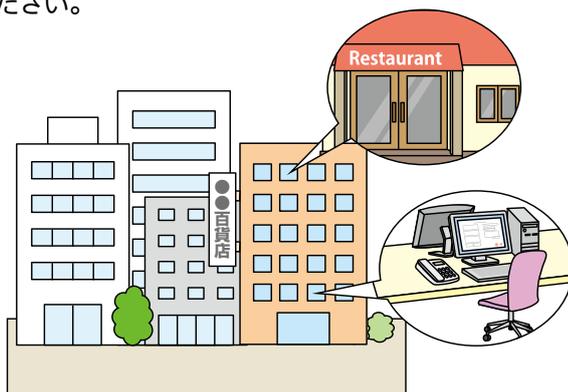
保険の対象となる施設

テナント総合保険は、次のような施設を対象とします。

- 百貨店やショッピングセンター、駅ビル等の一部を借りて、営業を行っている店舗
- 貸店舗で営業を行っているレストランや事務所

など

また、オーナー店舗（自ら所有する建物等で営業を行っている店舗）もこの保険にご加入いただけます。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。



3つのメリットで安心

テナント総合保険には、次のようなメリットがあります。

テナント総合保険のメリット



ご希望に合わせた保険設計!!

ご希望に合わせて補償内容をお選びいただけます。



ご契約手続きが簡単!!

さまざまな危険に対する補償がセットされているため、ご契約の手間がかかりません。



保険料が割安!!

この保険では、テナント事業者にとってのさまざまな危険に対する補償をご用意しています。2以上の担保条項をご契約いただく場合、総合契約割引として、5%の割引が適用されます。

保険期間(ご契約期間)

- この保険の保険期間は1年間となります。ただし、短期契約(保険期間が1年に満たない保険契約をいいます。)または長期契約(保険期間が1年を超える保険契約をいいます。)をご契約いただくことができます。また、保険の対象、ご契約いただく担保条項、セットする特約条項等によって設定できる保険期間が異なります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

テナント総合保険の補償内容

物損害担保条項

テナント総合保険では、物損害担保条項には必ずご加入いただきます。

保険金をお支払いする主な場合

保険の対象（保険の目的）とする設備・什器等、商品等が、火災、風災、落雷、破裂または爆発、盗難などの偶然な事故により損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

お支払いする保険金

(1) 保管中

- 損害額は、保険価額^{(注1)(注2)}に基づいて定めます。
- 保険金額（ご契約金額）が保険価額と同額以上の場合は、保険価額を限度に損害額^(注3)から自己負担額（免責金額）を差し引いた額を損害保険金としてお支払いします。

$$\text{損害保険金} = \text{損害額}^{\text{(注3)}} - \text{自己負担額}$$

- 保険金額が保険価額よりも低い場合は、保険金額を限度に次の算式により算出した額を損害保険金としてお支払いします。

$$\text{損害保険金} = \left(\text{損害額}^{\text{(注3)}} - \text{自己負担額} \right) \times \frac{\text{保管中の保険金額}}{\text{保険価額（時価額）}}$$

- (注1) 保険価額とは、損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいい、原則は時価額となります。時価額とは、再調達価額（保険の対象と同等のものを再取得するのに要する額）から、経過年数による減価や使用による消耗分を差し引いた額をいいます。
- (注2) 保険の対象については、新価特約条項をセットすることで、再調達価額を基準とする補償とすることが可能です。ただし、損害を受けた保険の対象の復旧を行わない場合などは、時価額を基準とする補償になりますので、ご注意ください。（新価保険特約条項に協定保険価額特約条項をセットして保険価額を協定している場合であっても同様です。）詳細は取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- (注3) 時価額基準でのご契約の場合、損害が生じた保険の対象を修理することができるときには、時価額を限度とし、次の算式によって算出した額を損害額とします。

$$\text{修理費} - \text{修理によって保険の対象の価額が増加した場合は、その増加額}^{\text{(*)}} - \text{修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額} = \text{損害額}$$

※ 保険の対象の種類と適切な維持・管理等がなされているかによって、再調達価額に右の割合を乗じた額を限度とします。なお、これらの限度は、その損害が生じた物ごとにそれぞれ適用します。

保険の対象	適切な維持・管理等	
	あり	なし
設備、装置または機械	70%	90%
上記以外のもの	50%	90%

- 保険の対象の価額を超えて保険金額を設定されても、その超過分については保険金のお支払対象となりません。
- 保険金額が保険価額に満たない場合は、事故の際に自己負担額を控除した損害額の全額について保険金をお支払いできない場合があります。

(2) 運送中（商品・製品等のみ）

- 次の額を損害保険金としてお支払いします。ただし、損害額または保険証券記載のてん補限度額のいずれか低い額が限度となります。

$$\text{損害保険金} = \left(\text{損害額} - \text{自己負担額} \right) \times \frac{\text{運送中の保険金額}}{\text{損害発生直近12か月の実輸送総額}}$$

- (注1) 自己負担額は、火災、落雷、破裂または爆発、風災、雪災などによる損害の場合は設定されません。
- (注2) 設備・什器等補償は保険契約申込書記載の対象施設内に保管中の事故にかぎります。
- (注3) 商品・製品等の補償は保険契約申込書記載の対象施設内に保管中および日本国内の保険契約申込書記載の運送経路を運送中の事故にかぎります。なお、対象施設内に保管中の事故に限定することも可能です。

(3)その他

- 業務用の通貨または預貯金証書の盗難によって損害が生じた場合には、1回の事故につき、1敷地内ごとに、業務用の通貨は30万円、業務用の預貯金証書は300万円または設備・什器等の保険金額のいずれか低い額を限度とし、通貨等盗難損害保険金をお支払いします。ただし、預貯金証書については、預貯金先への届出および盗難にあった預貯金証書により預金口座から現金が引き出された場合にかぎります。
(注1) 設備・什器等を保険の対象とする場合にかぎります。
(注2) P⑤に記載の損害保険金が支払われる場合は、通貨等盗難損害保険金として支払われる額を差し引いて損害保険金をお支払いします。
- 被保険者が借用している部分が偶然な事故によって損害を受け、被保険者が借用施設の貸主との間に締結した賃貸借契約などに基づき、自己の費用で修理した場合は、1回の事故につき、1敷地内ごとに、設備・什器等の保険金額の10%を限度として建具等修理費用保険金をお支払いします*。(自己負担額は1事故につき3,000円となります。)
※借家人賠償責任担保条項の規定によって保険金が支払われる場合を除きます。
(注) 設備・什器等を保険の対象とする場合にかぎります。
- 偶然な事故により損害保険金が支払われる場合には、損害保険金の30% (ただし1回の事故につき500万円が限度) の臨時費用保険金をお支払いします。
- 偶然な事故により損害保険金が支払われる場合には、残存物取片づけ費用保険金 (清掃費用などの後片づけ費用) として、損害保険金の10%を限度に残存物取片づけ費用の実額をお支払いします。
- 火災、破裂または爆発により第三者の所有物の滅失、損傷または汚損 (煙損害、臭気付着の損害を除きます。) した場合は、対象施設と同一建物内にある第三者の営業用施設が1営業日以上休止した場合に、被災事業者または世帯数に20万円を乗じた額 (事故が生じた敷地内に所在する保険の対象の保険金額の20%が限度) を、失火見舞費用保険金としてお支払いします。
- 火災、落雷、破裂または爆発の場合の原因調査費用、損害範囲確定調査費用などに対して実際にかかった費用を、1回の事故につき、1敷地内ごとに、事故が生じた敷地内に所在する保険の対象の保険金額の30%または1,000万円のいずれか低い額を限度とし、修理付帯費用保険金をお支払いします。
- 水災による床上浸水 (居住の用に供する部分の床を超える浸水をいいます。) または地盤面より45cmを超える浸水によって、保険の対象である設備・什器等または商品・製品等に損害が生じた場合に、保険金額の5%を、水害費用保険金としてお支払いします。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに、100万円を限度とします。

借家人賠償責任担保条項

保険金をお支払いする主な場合

不注意で、火災、破裂または爆発、給排水設備の使用または管理に起因する水濡れ^(※)を起こし、借りている建物に損害を与え、建物オーナーに対し法律上の損害賠償責任 (建物を元どおりに復旧する責任) が発生した場合、損害賠償金 (建物を復旧する費用) などを保険金としてお支払いします。

※給排水設備 (スプリンクラー設備・装置を含みます。) 自体に生じた損害を除きます。

お支払いする保険金

支払保険金	=	借用施設の貸主に支払うべき法律上の損害賠償金	A
	-	自己負担額 (免責金額)	B
	+	損害防止費用など	C
	+	訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬など	D
	+	事故解決時の損保ジャパンへの協力費用	E

(注1) A - B は保険契約申込書記載の支払限度額を限度とします。

(注2) A の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は D の費用は以下の金額となります。

訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬など × 支払限度額 / 損害賠償金

テナント総合保険の補償内容

施設賠償責任担保条項

保険金をお支払いする主な場合

施設の所有、使用、または管理上の事故や業務遂行上の事故により、第三者の身体・財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担した場合の損害賠償金などを保険金としてお支払いします。

お支払いする保険金

支払保険金	=	損害賠償請求権者に支払うべき法律上の損害賠償金	A
	-	自己負担額(免責金額)	B
	+	被害者に対する応急手当、緊急措置などの費用	C
	+	損害防止費用など	D
	+	訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬など	E
	+	事故解決時の損保ジャパンへの協力費用	F

(注1) A - Bは保険契約申込書記載の保険金額を限度とします。

(注2) Aの損害賠償金の額が保険金額を超える場合はEの費用は以下の金額となります。

$$\text{訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬など} \times \text{保険金額} / \text{損害賠償金}$$

休業損失担保条項

保険金をお支払いする主な場合

火災、落雷、破裂または爆発、盗難などの偶然な事故により物的損害が生じ、営業が休止または阻害された場合の営業利益などの損失に対し、保険金をお支払いします。(ただし、水災・風災・^{ひょう}雹災・雪災・電気、ガス、水道などの設備への損害の場合は、事故の発生した日を含む最初の1日間は保険金をお支払いできません。)

お支払いする保険金

$$\text{支払保険金} = \text{保険金額} \times \text{休業日数} + \text{休業日数短縮費用}$$

(注1) 保険金額×休業日数は「売上減少高×支払限度率^{*} - 支出を免れた経常費等」が限度となります。

^{*}支払限度率とは、最近の会計年度(1年間)の粗利益の額にその10%を加算した額の同期間内の売上高に対する割合をいいます。

(注2) 休業日数短縮費用とは、休業日数を減少させるために支出した必要かつ有益な追加費用をいいます。

休業日数短縮費用は「短縮休業日数×保険金額」が限度となります。

(注3) 休業日数は、保険契約申込書記載の約定復旧期間が限度となります。なお、休業日数には定休日などを含めません。一部休業の場合は、復旧期間内の売上減少高等を考慮して公正に休業日数の調整を行うものとします。

その他

保険契約者や従業員の方のケガの補償（傷害担保条項）、食中毒による休業損失などの補償（食中毒・感染症による休業損失担保特約条項）もあわせて引受けることができます。

詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

ご契約例

項目 業種	所在地	建物の 構造級別	占有 面積	保険 期間	保険金額・支払限度額				お支払い いただく 保険料 (一括払)
					物損害 (設備・什器等) ※テナント保管中 のみ補償	借家人賠償 自己負担額 なし	施設賠償 自己負担額 1万円	休業損失 日額 (約定復旧期間 3か月)	
事務所	東京都 杉並区	耐火 構造 (1級)	85㎡	1年	500万円	2,000万円	身体、財物共通 5,000万円	5万円	33,500円
レストラン	大阪府 堺市	非耐火 構造 (3級)	130㎡	1年	300万円	1,000万円	身体、財物共通 3,000万円	3万円	38,710円
衣料品店	福岡県 福岡市	耐火 構造 (2級)	63㎡	1年	250万円	2,500万円	身体、財物共通 1,000万円	4万円	26,670円

ご 注 意 点

ご契約に際して

- テナント総合保険は、物損害担保条項には必ずご加入いただきます。また、お客さまのニーズに合わせてその他の補償を追加することも可能です。
- 一事業者が使用する5店以上の施設を、一括してご加入いただく契約方式をお選びいただくと、保険期間の途中で追加した施設（通知漏れの中途追加施設を除きます。）についても、約1か月間のご契約時に約定した内容で自動的に補償することができます。（事業者別一括付保特約条項）
- 契約方式によっては、保険期間中の在庫額や売上高に基づき、保険期間終了後に保険料を精算していただく必要があります（特約条項でこれと異なる定めがある場合は、特約条項の定めに従い精算します。）。

ご契約に際しての注意事項

1. 設備・什器、商品等の補償〈物損害担保条項〉

(1) 対象施設内保管中について

- ・保険金額；ご契約時の保険の対象の価額を保管中の保険金額として設定してください。
- ・自己負担額；火災、落雷、破裂または爆発、風災、雪災など→ なし
建具等修理費用→ 3,000円
その他の危険→ 10,000円
- ・保険契約申込書に「保険価額」と表示がある部分は、「ご契約時の保険の対象の価額」となります。
- ・契約内容変更依頼書に「保険価額」と表示がある部分は、「契約内容変更時の保険の対象の価額」となります。

(2) 運送中について

- ・保険金額；契約直近12か月の輸送実績または保険期間中の見込み総輸送額に基づき、保険金額を設定してください。
- ・てん補限度額；1回の輸送における最高の輸送金額（時価額）にあわせて、1事故てん補限度額を設定してください。
- ・自己負担額；火災、落雷、破裂または爆発、風災、雪災など→ なし
その他の危険→ 10,000円

2. 建物オーナーに対する損害賠償責任の補償〈借家人賠償責任担保条項〉

- ・支払限度額；必要額を設定してください。
- ・自己負担額；なし

3. 休業損失の補償〈休業損失担保条項〉

- ・保険金額；1日あたりの粗利益額を基準に、1対象施設につき200万円を限度として設定してください。
- ・補償期間；休業補償の補償期間を決めてください。（約定復旧期間）

4. 第三者へ損害を与えた場合の損害賠償責任の補償〈施設賠償責任担保条項〉

(1) 第三者の身体へ損害を与えた場合の損害賠償責任の補償

- ・保険金額；1名あたりの保険金の限度額、1事故あたりの保険金の限度額を設定してください。
- ・自己負担額；1事故自己負担額を設定してください。

(2) 第三者の財物へ損害を与えた場合の損害賠償責任の補償

- ・保険金額；1事故あたりの保険金の限度額を設定してください。
- ・自己負担額；1事故自己負担額を設定してください。

※身体、財物共通の1事故あたりの保険金の限度額を設定することもできます。

保険金をお支払いできない主な場合

次のような事由によって生じた損害や費用に対しては、保険金をお支払いしません

1. 各担保条項共通

- (1) 保険契約者または被保険者(補償を受けられる方)の故意
 - (2) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動^(※1)
 - (3) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - (4) テロ行為^(※2)(保険金額10億円以上の場合にかぎります。)
 - (5) サイバー攻撃等(ただし、これによって火災、破裂または爆発が生じた場合の損害については、保険金のお支払いの対象となります。)
 - (6) 核燃料物質の有害な特性による損害
 - (7) 情報(プログラム、ソフトウェアおよびデータ)のみに生じた損害
- ※1 暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- ※2 テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものが、その主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。

2. 動産に関して次の理由で発生した損害<物損害担保条項>

- (1) 保険契約者または被保険者(補償を受けられる方)の重大な過失または法令違反
- (2) 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化、性質による発火、爆発、さび、かび、欠陥などの損害
- (3) 保険の対象の加工着手(保険の対象に対して加工作業を加えた時をいいます。)後に生じた損害
- (4) 差押えなどの国または公共機関の公権力の行使
- (5) 置き忘れ・紛失(置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。)、詐欺または横領、万引
- (6) 冷凍(冷蔵)装置の機能停止による温度変化
- (7) 水災(ただし、水害費用保険金を別途お支払いする場合があります。)
- (8) 使用人等の不誠実行為
- (9) 保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
- (10) 宝石・貴金属等を保険の対象とする場合、対象施設の営業時間外において、金庫外保管中に生じた盗難による損害
- (11) 自動販売機等に収容されている現金・商品等の機械の損害を伴わない窃盗等による損害
- (12) 棚卸し・検品の際に発見された数量不足による損害
- (13) 現金・有価証券等を保険の対象とする場合の勘定違いによる損害
- (14) 偽造または変造された通貨・有価証券等による損害
- (15) 取付上の欠陥によって取付けた日からその日を含めて7日以内に生じたガラスの損害

3. 建物オーナーに対する損害賠償責任のうち、次にあげるもの<借家人賠償責任担保条項>

- (1) 借用施設を貸主に引き渡した後に発見された損壊に起因する損害賠償責任
- (2) 借用施設の修理、改造または取りこわし等の工事に起因する損害賠償責任

4. 次の理由で休業になった場合の損害<休業損失担保条項>

- (1) 保険契約者または保険金受取人などの重大な過失または法令違反
- (2) 差押えなどの国または公共機関の公権力の行使
- (3) 詐欺または横領、万引
- (4) 冷凍(冷蔵)装置の機能停止による温度変化

5. 第三者へ損害を与えた場合の損害賠償責任のうち次にあげるもの<施設賠償責任担保条項>

- (1) 損害賠償について特別な約定があるために加重された損害賠償責任
- (2) 自動車の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

6. 次にあげるケガなど<傷害担保条項>

- (1) 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による傷害
 - (2) 被保険者の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれのある状態での運転による事故
 - (3) 被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失、妊娠、出産、早産または外科的手術その他の医療処置による傷害
 - (4) 危険な運動(ピッケル等の用具を使用する山岳登山など)をしている間の傷害
 - (5) 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」をいいます。)、腰痛等で医学的他覚所見^(※)のないもの
- ※医学的他覚所見とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

特にご注意いただきたいこと

I 契約締結時における注意事項

① 告知義務と告知事項

ご契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項(重要事項等説明書をご確認ください。)について、損保ジャパンに事実を正確にお申し出いただく義務(告知義務)があります。

保険契約締結の際、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、事故の際に保険金をお支払いできなくなったりすることがありますのでご注意ください。

② 保険証券について

保険証券は大切に保管してください。なお、ご契約のお申込み日から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。

③ 保険料領収証について

保険料をお支払いの際は、特定の特約条項をセットした場合を除いて、損保ジャパン所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、お確かめください。

なお、口座振替の場合は、保険料領収証が発行されませんのでご了承ください。

④ クーリングオフ

この保険は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ(ご契約申込みの撤回等)の対象とはなりません。

⑤ 他人のための契約について

ご契約者と被保険者(補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

ご契約者と被保険者が異なる保険契約を締結される場合は、ご契約者その旨を必ず保険契約申込書に明記してください。

⑥ 保険料のお支払方法

保険料の払込方式は、ご契約と同時に全額をお支払いいただく一括払と、複数回に分けてお支払いいただく分割払があります。

分割払の場合の第2回目以降の分割保険料は、所定の払込期日までに お支払いください。払込期日までに分割保険料のお支払いがない場合には、その払込期日後に生じた事故による損害に対しては保険金をお支払いできなくなったり、ご契約が解除されたりすることがあります。

II 契約締結後における注意事項

① 通知義務等

(1) 次のような場合には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

- ・ 傷害担保条項の被保険者の職業または職務の変更(新たに職業についてした場合またはやめた場合も同様とします。)

次のような場合には、あらかじめ^(※1)取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

- ・ 対象施設の所在地の変更、業種、構造または面積の変更
- ・ その他、告知事項の内容に変更を生じさせる事実^(※2)が発生したこと。

(※1) その事実の発生がご契約者または被保険者に原因がある場合は、あらかじめご連絡ください。その事実の発生がご契約者または被保険者に原因がない場合は、その事実を知った後、遅滞なくご連絡ください。

(※2) 保険契約申込書および契約内容変更依頼書に★印がある項目に関する事実をいいます。ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。

(2) 保険の対象または営業権を譲渡する場合で、ご契約の継続を希望される場合は、事前にご連絡ください。事前にご連絡がない場合は、譲渡の事実が発生した時に保険契約はその効力を失いますので、ご注意ください。なお、ご契約の継続を希望されない場合も、譲渡された後、遅滞なくご連絡ください。

(3) 保険証券記載のご契約者の住所または通知先を変更する場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ご連絡いただかないと、重要なお知らせやご案内ができなくなりますので、ご注意ください。なお、改姓等によりご契約者の氏名を変更された場合も、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

(4) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料を上回らなかったときを除きます。

② ご契約を解約される場合

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払込保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

③ 重大事由による解除等

次に該当する場合、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできない場合があります。

- (1) 保険契約者または被保険者が保険金を支払わせることを目的として損害または費用を生じさせた、または生じさせようとした場合
- (2) 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行った、または行おうとした場合
- (3) 保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、(1)から(3)までの事由がある場合と同程度に損保ジャパンのこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

III

万一事故にあわれたら

① 事故が起こった場合のお手続き

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

ただちに ご通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

② 保険金のご請求に必要な書類

保険金のご請求にあたっては、「重要事項等説明書」、「普通保険約款および特約条項」をご確認のうえ、損保ジャパンが求める書類をご提出ください。

(注) 事故の内容および損害の額等に応じ、「重要事項等説明書」の記載以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

③ 保険金のお支払いについて

上記②の書類をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が必要な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

④ 保険金請求権に関して

被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては損保ジャパンまたは取扱代理店までお問い合わせください。

⑤ 示談交渉について

この保険では、損保ジャパンが被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償責任を補償するご契約の場合、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず損保ジャパンとご相談いただきながら被保険者ご自身でおすすめてください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その全額または一部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

IV

その他ご注意いただきたいこと

① 取扱代理店の権限

取扱代理店は、損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務などの代理業務を行っています。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

② 複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して、保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。

損害保険会社等の間では、保険金支払いが迅速・確実に行われるよう、同一事故にかかわる保険契約の状況や保険金請求の状況などについて確認を行っています。確認内容は、上記項目以外には用いません。ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

③ 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

④ 個人情報の取扱いについて

損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うこと(以下、「当社業務」といいます。)のために取得・利用します。また、当社業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、グループ会社、提携先会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

【窓口:事故サポートセンター】

0120-727-110

おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】 平日：午後5時～翌日午前9時

土日祝日：24時間(12月31日～1月3日を含みます。)

※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

商品に関するお問い合わせ

【パソコン・スマートフォンから】

<https://www.sompo-japan.co.jp/>



【カスタマーセンター】

【受付時間】平日：午前9時～午後8時

土・日・祝日：午前9時～午後5時(12月31日～1月3日は休業)

0120-888-089

●おかけ間違いにご注意ください。

※お問い合わせの内容に応じて、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。
※パソコンやスマートフォンからのアクセスについて、端末やご利用環境によっては一部機能がご利用いただけない場合があります。

保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】



0570-022808

通話料
有料

●おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】平日：午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始は休業)
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

★ご加入いただく保険契約には、テナント総合保険普通保険約款および特約条項が適用されます。セットされる特約条項の内容については、「普通保険約款および特約条項」をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

★このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「普通保険約款および特約条項」、「重要事項等説明書」をご覧ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。



損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

<公式ウェブサイト> <https://www.sompo-japan.co.jp/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先

有限会社木下保険事務所

〒279-0013 千葉県浦安市日の出6-2-B-302

TEL 047-380-8742

<http://www.kinoshita-hoken.co.jp>